

○群馬県警察機動隊の運用に関する訓令

平成 11 年 12 月 27 日  
本部訓令甲第 18 号

〔沿革〕 平成 18 年 3 月本部訓令甲第 5 号、21 年 3 月第 5 号、第 8 号、23 年 2 月第 2 号  
改正

(概要)

この訓令は、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成 11 年群馬県公安委員会規則第 3 号）第 64 号の規定に基づき、群馬県警察機動隊の

- 編成
- 任務
- 運用

等を定めたものである。